

News Release



2022年5月27日

各 位

会 社 名 アジアパイルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 黒瀬 晃
(コード番号 5288 東証プライム)
問合せ先 広報担当 道券 宏之
(TEL 03-5843-4173)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款の一部変更」に関する件について、2022年6月28日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款の一部変更のための定時株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 8 章 附 則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 44 条 定款第 14 条 (電子提供措置等) の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条 ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上